

【労災保険】 平成 24 年度から 有期事業のメリット制を改正します (建設の事業、立木の伐採の事業)

有期事業のメリット制について

労災保険制度では、事業主の皆さまの保険料負担の公平性の確保と、労働災害防止努力の一層の促進を目的として、一定の要件を満たす事業場については、その事業場の労働災害の発生状況に応じて、労災保険率または労災保険料を、一定の範囲内(±40%)で増減させる制度(メリット制)を設けています。

建設や立木の伐採の事業(有期事業)におけるメリット制の仕組みは、一括有期事業^{※1}と単独有期事業^{※2}で異なります。

一括有期事業では保険率を増減し、単独有期事業では事業終了後、いったん確定精算した保険料を増減します。

※1 一括有期事業とは、2件以上の小規模な建設工事や立木の伐採の事業について、年間分の事業を一括して全体を1事業とみなし、労災保険を適用するもの

※2 単独有期事業とは、事業の開始と終了が予定されている大規模な建設工事などで、その事業単独で労災保険を適用するもの(ビル、橋、トンネル工事などが代表的なものです)

一括有期事業のメリット制の仕組み

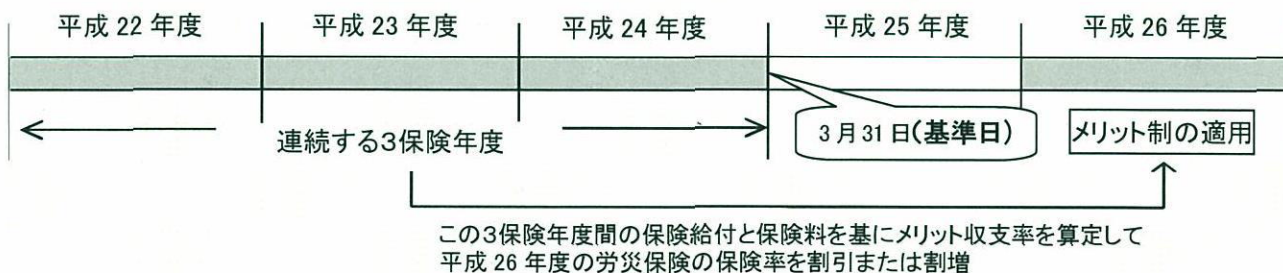
1 適用要件(次の①と②を満たす事業場)

- ① 連続する3保険年度中の各保険年度において、確定保険料の額が100万円以上であること
- ② その3保険年度中の最後の保険年度の3月31日(基準日)現在で、労災保険の保険関係が成立した日(労災保険の適用事業となった日)から3年以上経過していること

2 メリット制の適用時期

メリット制が適用される時期は、連続する3保険年度の最後の年度の翌々年度となります。下図の例では、平成22・23・24年度が連続する3保険年度となり、最後の年度である平成24年度の翌々年度に当たる平成26年度にメリット制が適用されます。

【一括有期事業のメリット制適用例】



3 メリット収支率の算定

メリット収支率とは、連続する3保険年度間の保険給付(特別支給金を含む)と保険料の比率です。メリット収支率の算定はおおむね以下の算定式により算定します。

なお、実際の算定は、通勤災害や特定疾病に対する保険給付を分子に含めないなど、細かなルールにしたがって行います。

【メリット収支率の算定式(概念)】

$$\text{メリット収支率(\%)} = \frac{\text{保険給付}}{\text{保険料}} \times 100$$

4 メリット料率（メリット制適用後の保険率）

算定したメリット収支率を「増減表1」に当てはめて、保険率の増減率を判定します。その増減率を基に事業の種類ごとに定まっている保険率を増減し、適用するメリット料率を算定します。

【表1 増減表1（±40%）】

| メリット収支率 | 増減率 |
|-------------|------|
| 10%以下 | 40%減 |
| 10%超え 20%まで | 35%減 |
| 20%超え 30%まで | 30%減 |
| 30%超え 40%まで | 25%減 |
| 40%超え 50%まで | 20%減 |
| 50%超え 60%まで | 15%減 |

| メリット収支率 | 増減率 |
|---------------|--------|
| 60%超え 70%まで | 10%減 |
| 70%超え 75%まで | 5%減 |
| (75%超え 85%まで) | (増減なし) |
| 85%超え 90%まで | 5%増 |
| 90%超え 100%まで | 10%増 |
| 100%超え 110%まで | 15%増 |

| メリット収支率 | 増減率 |
|---------------|------|
| 110%超え 120%まで | 20%増 |
| 120%超え 130%まで | 25%増 |
| 130%超え 140%まで | 30%増 |
| 140%超え 150%まで | 35%増 |
| 150%超え | 40%増 |

単独有期事業のメリット制の仕組み

1 適用要件（それぞれ①と②のいずれかを満たす事業）

建設の事業

- ① 確定保険料の額が 100 万円以上
- ② 請負金額が 1 億 2 千万円以上

立木の伐採の事業

- ① 確定保険料の額が 100 万円以上
- ② 素材の生産量が 1,000 m³以上

2 労災保険料の確定精算後にメリット制を適用

単独有期事業は、事業の終了後、いったん労災保険料の確定精算を行います（確定保険料）。その後、その事業での保険給付の状況などを基にメリット収支率を算定し、確定保険料を増減します（改定確定保険料）。

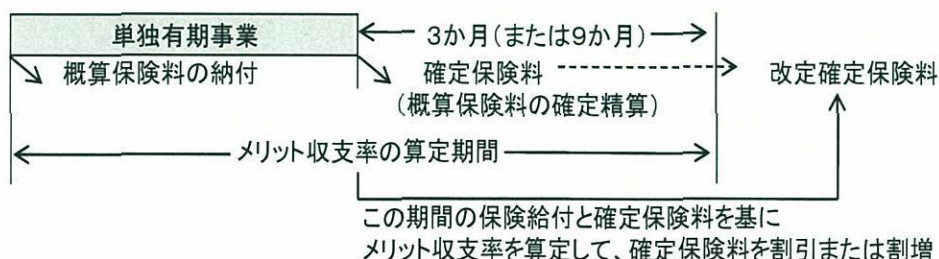
3 メリット収支率の算定

確定保険料の増減の基準は、一括有期事業の場合と同様、「メリット収支率」です。

単独有期事業におけるメリット収支率は、事業終了日から3か月を経過した日の前日までの保険給付を分子に、確定保険料を分母にして算定します。

しかし、事業終了後も長く（3か月以上）療養が続く被災者がいる場合には、事業終了日から9か月を経過した日の前日までの保険給付等と確定保険料によりメリット収支率を計算します。

【単独有期事業のメリット制適用の概念図】



4 改定確定保険料の計算

算定したメリット収支率を「増減表1」に当てはめて、増減率を判定し、その増減率に基づいて改定確定保険料を算定します。

改定確定保険料と確定保険料との差額が発生した場合、追加徴収（改定後の額が確定保険料を上回った場合）または還付（改定後の額が確定保険料を下回った場合）されます。

有期事業のメリット制の改正内容

- 平成 24 年度から、一括有期事業、単独有期事業とも、メリット制の適用要件のうち、確定保険料の額を、現行の「100 万円以上」から「40 万円以上」に引き下げます。
- メリット制による増減幅を、一部、±30%とします。
- 特定疾病に騒音性難聴を追加します。

1 一括有期事業

- ① メリット制の改正の効果が最も早く現れる年度は、「連続する 3 保険年度」の最後の年度が平成 24 年度となる場合ですので、平成 24 年度の翌々年度の平成 26 年度となります。
- ② 連続する 3 保険年度のうち、確定保険料の額が「40 万円以上 100 万円未満」となった保険年度が 1 年度でもあった場合は、±40%の範囲ではなく、±30%の範囲で保険率が増減されます（「増減表 2」）。

なお、連続する 3 保険年度のすべてについて、「100 万円以上」の要件を満たす場合には、現行の±40%の範囲で保険率が増減されます（「増減表 1」）。

【表 2 増減表 2 (±30%)】

| メリット収支率 | 増減率 | メリット収支率 | 増減率 | メリット収支率 | 増減率 |
|-------------|------|---------------|--------|---------------|------|
| 10%以下 | 30%減 | 70%超え 75%まで | 5%減 | 130%超え 140%まで | 20%増 |
| 10%超え 20%まで | 25%減 | (75%超え 85%まで) | (増減なし) | 140%超え 150%まで | 25%増 |
| 20%超え 30%まで | 20%減 | 85%超え 90%まで | 5%増 | 150%超え | 30%増 |
| 30%超え 50%まで | 15%減 | 90%超え 110%まで | 10%増 | | |
| 50%超え 70%まで | 10%減 | 110%超え 130%まで | 15%増 | | |

2 単独有期事業

- ① 平成 24 年 4 月以降に労災保険の保険関係が成立した事業に、改正後の要件が適用されます。
- ② 単独有期事業の場合は、確定保険料の額が「40 万円以上 100 万円未満」であっても、±40%の範囲で確定保険料が増減されます。
- ③ 請負金額および素材生産量についての適用要件に変更はありません。

【有期事業のメリット制の改正ポイント一覧】

| | 平成 23 年度以前 | | 平成 24 年度以降 (改正後) | |
|--------|----------------------------------|------|---|-------------|
| | メリット制の対象となる要件 | 増減幅 | メリット制の対象となる要件 | 増減幅 |
| 一括有期事業 | 確定保険料が100万円以上 | ±40% | 確定保険料が100万円以上 | ±40% |
| | | | 確定保険料が 40万円以上100万円未満 | ±30% |
| 単独有期事業 | 確定保険料が100万円以上 または請負金額が1.2億円以上 | ±40% | 確定保険料が 40万円以上 または請負金額が1.2億円以上 | ±40% |

3 特定疾病に騒音性難聴を追加

特定疾病とは、日雇いまたは短期の雇用で事業場を転々とする労働者を多数雇用する事業に多発する特定の疾病であって、かつ、その疾病の発症までに比較的長期間を要する遅発性疾病をいい、非災害性腰痛、振動障害、じん肺、肺がん・中皮腫が該当します。

メリット収支率の算定に当たり、特定疾病に対する保険給付は、分子(保険給付)から除外していますが、その特定疾病に「騒音性難聴」を追加します。

建設業および林業の労災保険率の改定

【参考】

建設業および林業の労災保険率は、平成24年度から以下のように改定します。

【表3 建設業および林業の労災保険率】

単位：1/1,000

| 事業の種類 | 24年度～ | 21～23年度 |
|--------------------------|-----------|-----------|
| 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 89 | 103 |
| 道路新設事業 | 16 | 15 |
| 舗装工事業 | 10 | 11 |
| 鉄道又は軌道新設事業 | 17 | 18 |
| 建築事業 | 13 | 13 |
| 既設建築物設備工事業 | 15 | 14 |
| 機械装置の組立て又は据付けの事業 | 7.5 | 9 |
| その他の建設事業 | 19 | 19 |
| 建設業の第2種特別加入（一人親方） | 19 | 19 |
| 林業 | 60 | 60 |
| 木材又は木製品製造業 | 13 | 15 |
| 林業の第2種特別加入（一人親方） | 52 | 52 |

※立木の伐採の事業は「林業」に含まれます。

労務費率の改定

請負による建設の事業では、下請労働者を含めた賃金総額を把握することが困難な場合が多いことから、請負金額に所定の率（労務費率）を乗じて賃金総額を算出することが認められています。労務費率は、平成24年度から以下のように改定します。

【表4 建設業の労務費率表】

単位：%

| 事業の種類 | 24年度～ | 21～23年度 | |
|----------------------|----------|---------|----|
| 水力発電施設、ずい道等新設事業 | 18 | 19 | |
| 道路新設事業 | 20 | 21 | |
| 舗装工事業 | 18 | 19 | |
| 鉄道又は軌道新設事業 | 23 | 24 | |
| 建築事業 | 21 | 21 | |
| 既設建築物設備工事業 | 22 | 22 | |
| 機械装置の組立て 又は据付けの事業 | 組立て又は据付け | 38 | 40 |
| | その他のもの | 21 | 22 |
| その他の建設事業 | 23 | 24 | |